

令和8年5月28日

長野県の輸出事業者W

経済産業省 G X グループ
資源循環経済課長 三 牧 純一郎

環境省関東地方環境事務所
所 長 庄 子 真 憲

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定に基づきタイ王国向けに令和8年1月13日横浜税関に輸出申告した貨物（MIX METAL）について、同年2月12日に同税関が貨物確認検査を行い、関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会った結果、配電盤又は制御盤と思われるもの、コンデンサと思われるもの、基板、被覆線（コネクタ、アダプター付）、加工・調整されていないプラスチックと判断されるもの混入していることを確認した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第4条第1項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により嚴重に注意する。

また、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策、当該貨物の取り扱い等を記載した顛末書を令和8年6月11日（木）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 引き取った貨物の取り扱いについて、再度輸出する場合は規制対象となるものを取り除いたことが確認できる写真（仕分け前、仕分け後、取り除いたもの）を添え報告すること、また、再輸出せずに、国内での販売、仕入先への返品等する場合には、本取引内容が確認できる伝票類等を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。